

介護生産性向上推進事業補助金（福井県介護テクノロジー等導入支援事業補助金）交付要領 別表

別表第1 (要領第3条関連 交付の対象者)

補助要件	<p>(1) 本事業による介護テクノロジー等の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。なお、下記の（6）の効果報告において確認を実施することとする。</p> <p>(2) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言すること。※介護事業所・施設の代表者を「個人事業主」として申し込み、宣言すること。 加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 【SECURITY ACTIONについて】独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度 ※概要説明 掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</p> <p>(3) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジー等の活用を継続的に行えるようにするため、以下の（ア）または（イ）の支援を受けること。</p> <p>(ア) 「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」等による業務改善支援 福井県が設置する「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター（福井県）」または厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。 なお、研修とは別に下記（5）に定めるとおり、申請（業務改善計画作成）や取り組みの実施にあたり「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」へ相談すること。</p> <p>(イ) コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジー等の導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明では、要件を満たしたことにならない。</p> <p>(4) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。</p>

	<p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html・ 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf・ 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf・ 介護ロボット等のパッケージ導入モデル 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf・ 介護現場で活用されるテクノロジー便覧 掲載先：r05_105_02jigyohokokusho.pdf <p>(5) 業務改善計画作成や取り組みの実施にあたって、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」に相談すること。</p> <p>(6) 補助を受けた翌年度から3年間、上記(4)で定めた業務改善計画に対する効果を報告すること。 ※詳細については、別途通知</p> <p>(7) 「科学的介護情報システム（Long term care Information system ForEvidence LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。</p> <p>(8) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省や福井県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。 ※厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。</p> <p>(9) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置していること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 <p>(参考資料)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf
--	--

補助要件	<p>(10) 以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）
------	---

別表第2 (要領第4条関連 介護テクノロジー(介護ロボットやICT機器等)等の補助対象範囲および補助対象経費)

補助対象範囲 および 補助対象経費	<p>(1) 重点分野に該当する介護テクノロジー</p> <ul style="list-style-type: none">・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」(以下、「重点分野」という。)に該当する機器等 ※詳細については、別紙1を参照すること・介護ソフトウェアについては、重点分野の「介護業務支援」に含む。また、下記の要件を満たした介護ソフトウェアが補助対象となる。<p>(ア) 補助対象となる介護ソフトウェアについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。 なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。</p><p>(イ) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトウェアを申請する場合については、下記の要件をすべて満たすこと。</p><p>①国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること。</p><p>②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。</p><p>ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト ホームページ (掲載先：https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/)</p><p>厚生労働省介護ソフトの機能調査 ホームページ (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)</p><p>(2) その他</p><ul style="list-style-type: none">・上記(1)によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等
-------------------------	--

<p>補助対象範囲 および 補助対象経費</p>	<p>(その他と認められる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフトなど） ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボットなど) ・生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボードなど） ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 <p>(3) 別表第1 (3) (イ) に要する経費</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種は、補助対象とならない。 ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。なお、開発に要する経費は補助対象とはならない。 ・「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。) で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象となる。 「福祉用具情報システム」：https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php ・(1) の機器等の導入に付帯して必要となる機器等は、(1) の主たる機器等と併せて導入する場合に限って、補助対象となる。 ※Wi-Fi 等の環境整備のみや PC・タブレット端末導入のみは、補助対象とならない。また、(1) に限る。 <p>(付帯する例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護テクノロジー等を利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等) ・介護テクノロジー等の利用にともなって導入する PC、タブレット端末 等 ・保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）は、(1) の機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。※ (1) に限る ・介護テクノロジー等の導入の工事費および機器説明にかかる経費は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となる。
----------------------------------	--

別表第3 (要領第5条関連 補助金の交付額等)

区分	補助率	補助基準額	補助台数	補助上限 (補助台数)
別表第2(1)で示す機器等のうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器または別表第2(2)で示す機器	3/4	100万円/台	施設・居住系サービス ・利用定員数を10で除した数の小数点以下を切り上げた数 在宅系サービス ・利用定員数を20で除した数の小数点以下を切り上げた数	100万円/事業所
別表第2(1)で示す機器等のうち上記以外のもの		30万円/台	※なお、スライディングボード、インカム、バイタル測定可能なウェアラブル端末等については、必要数※審査あり	
別表第2(1)で示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフトウェア」		別表第4による	—	別表第4による
導入支援と一体的に行う業務改善支援 (別表第1(3)(イ)に要する経費)		45万円	—	45万円/事業所
別表第2(1)の主たる機器等と併せて導入するPC、タブレット端末		10万円/台	—	100万円/事業所 および別表4による 金額の範囲内

※補助対象経費に補助率を乗じて算出された額（上記の区分ごとに算出し、1,000円未満の端数は切り捨てとする）と補助基準額・補助上限・補助台数による上限額を比較して、いずれか低い金額を補助額とする

別表第4 (別表第3関連・介護ソフトウェア)

職員数(申請時点)	基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

※職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、上記に定める区分ごとに示す基準額とする。それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

※職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入することができる。

※職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)とすることもができる